

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：西尾市立津平保育園	種別：保育所	
代表者氏名：都築 法子	定員（利用人数）：110名（73名）	
所在地：愛知県西尾市吉良町津平下天神34番地		
TEL：0563-35-0456		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和31年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：西尾市		
職員数	常勤職員： 14名	非常勤職員： 6名
専門職員	（園長） 1名	（調理員） 1名
	（主査） 1名	（保育補助） 1名
	（保育士） 16名	
施設・設備の概要	（居室数） 4室	（設備等） 医務室・遊戯室
		調理室・園庭・プール・調乳室

③理念・基本方針

★理念

一人一人の子どもを尊重し愛情豊かに育み、心身共に健全に育つための基礎づくりをする。

★基本方針

- 健康で安全な保育を基本とし、一人一人の個性を大切に愛情豊かな保育をする。
- 職員一人一人が専門性の向上に務め、保育について共通理解を図り、発達過程に応じた保育をする。
- 異年齢児での交流保育を通して、子ども同士の学び合いを大切にする。
- 家庭や地域との連携を図り、信頼関係を築くと共に子育て支援に努める。

④施設・事業所の特徴的な取組

◎西尾市吉良町の山々、茶畑、柿畑に囲まれた自然豊かな保育園である。園児数は、0歳児～5歳児で73名が通園している。

家庭的な雰囲気の中で、子どもたちは、伸び伸びと好きな遊びを楽しんだり、同年齢児と共に異年齢児との関わりを居心地よく感じながら過ごしている。「異年齢児や地域の方との触れ合いの中で、人と繋がるって楽しいなあと感じれるよう、保育士が子ども達と一緒に楽しみながら保育の環境を工夫していく」を今年度の努力目標として、職員間で連携をしながら保育に努めている。

(1) 異年齢児交流

友だちへの思いやりの気持ちを育むことを目標に、行事計画の見直しを行い、異年齢児で触れ合ったり、一緒に遊んだりする等交流の機会を増やしている。より異年齢児での遊びを楽しめるように、日々の保育の中で、職員間で話し合いを行いながら、環境構成や援助の工夫を行っている。

(2) 子育て支援

未就園児園庭開放（ひよこデー）を毎月1回行っているが、未就園児の親子が保育園に親しみを感じてもらうために3回園庭遊びを取り入れている。

相談スペースを設け、保護者が安心して相談しやすいよう配慮をしている。また、保護者の思いに寄り添いながら共感したり、一緒に考えたりして、保護者が子どもの成長を感じたり、子育ての喜びを感じられるよう努めている。

(3) 安全・災害対策

園内外の「ヒヤリハットマップ」や「お散歩マップ」等のマニュアルを作成し、職員間で共通理解をしながら、改善に向けて工夫をしている。怪我が起こった際に、職員で周知をし、子ども達が安全に過ごせるよう努めている。

災害対策として、園内の点検を行い、家具等の耐震補強を行った。また、遊具点検で異常のあった場所の修繕補修を行い、職員や保護者への周知に努めている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 元年 7月23日（契約日）～ 令和 2年 4月10日（評価決定日） 【令和 2年 1月20日(訪問調査日)】
受審回数 （前回の受審時期）	1 回 （平成26年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆PDCAサイクルに沿った改善活動

第三者評価に基づく自己評価に対する改善や、日常の保育活動からの改善意識が高く、改善に向けての活動も迅速に検討・実施され、それぞれの改善課題に対する有効性評価もなされている。PDCAサイクルに沿った取り組みである。

◆関連する社会資源との連携

特別な配慮が必要な保護者や園児に対して、市や発達支援室、療育センターなどと連携して継続的な支援ができる体制を構築している。また、園が広域災害時の指定緊急避難所に指定されていることから、地域や小学校と連携した避難訓練により防災体制の構築を図っている。

◆子ども主体の保育の工夫

保育室内や園庭使用など、今ある生活環境をコーナーで仕切ったり、時間をずらしたり、遊戯室を利用したり、あるいは異年齢保育を行うことで、最大限に活かす工夫が随所に見受けられた。子ども一人ひとりを大切に考えている保育者の気持ちが伝わってきた。

◇改善を求められる点

◆事業計画の策定

現状認識されている問題を明文化し、本来の「あるべき姿」を明確にして改善すべき課題を文書化し、それに基づいて中・長期計画や単年度事業計画を策定することが望まれる。

◆文書の周知と共通理解

標準的な実施方法として「マニュアル」が全職員に配付され、マニュアルに基づいてサービスの提供（保育）がなされているが、担当者、関係者のみの理解にとどまっているものが見受けられた。読み合わせや園長の説明などの取り組みが始められているものもあるが、臨時職員を含めた全職員に周知していく工夫が望まれる。

◆地域との関わり

保育園が田畑や果樹畑に囲まれていて、人家や企業等、常時人が存在している状況ではないために地域との交流や連携が少ない。有事の場合の助けを受けることも含めて、常日頃から地域との関わりをもっていくことも検討されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審することで、職員一人ひとりが改善意識を持ちながら、保育実践に努めることができました。また、日々の保育を振り返ることで、多くの課題や改善すべき点を見つけることができました。今後もPDCAサイクルを継続し、職員間のチーム力を活かしながら、保育サービスや保育の質の向上を目指していきたいと思っております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。
 ※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ・b・c
<コメント> 市の保育理念に沿い、園独自に職員とも話し合い保育方針・年度目標を設定して日々の保育に繋げている。保育方針・年度目標は職員室や玄関ホールなどに掲示し、職員・保護者共に目にすることができる。保護者が参加する行事の際に要約して説明するとともに、玄関ホールには保育方針に沿った取り組みを写真等で見える化して掲示するなど、周知方法を工夫している。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・Ⓑ・c
<コメント> 地域の人口動向や園庭開放等の育児支援事業の活動状況を、毎月開催される園長会で報告し、市の担当者や他園の園長と情報交換している。校区内では人口増に反し出生数（子どもの数）は減少傾向にあり、外国籍の住民も増加傾向にある。園の定員に対し利用園児数を満たしていない現状にあり、校区外からの入園や外国籍の子どもの受入れに関するニーズや期待の把握・分析などが望まれる。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	Ⓐ・b・c
<コメント> 園舎の老朽化や日常保育における標準化、情報共有、共通認識などを含め、夕礼や職員会議を利用して様々な問題に対し、実施すべき課題を明確にして対応を検討・実施している。事故やヒヤリハットから、園庭での乳児が遊ぶスペース確保を検討・対応実施した際には、対応内容を記録して実施事項の効果測定による評価も実施されている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・Ⓑ・c
<コメント> 市の「子ども・子育て支援計画」を基に、園独自の問題や課題を各カテゴリーに分け、3年毎の事業計画が作成されている。中・長期計画が3年度・5年度の園の「あるべき姿」を明確にすることが大切な要素となる。現在、実施できている項目は除き、認識している経営課題から「あるべき姿」に近づけるための活動目標を、中・長期計画に組み込んで検討・策定することが望まれる。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・Ⓑ・c
<コメント> 中・長期計画を基に、課題のカテゴリー別に活動内容を明確にした単年度の事業計画が策定されている。中・長期計画と同様、現在実施できている活動内容は継続的な活動として事業計画から除き、課題とする活動内容を明確にして活動評価ができるよう、到達点や数値目標を設定した単年度の事業計画を策定するなど、工夫・改善することが望まれる。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a・Ⓑ・c
<コメント> 事業計画策定には、園長・主査のほか中堅職員も加わり、事業計画実行の評価・反省を踏まえ次年度の計画策定に繋げている。事業計画の実施状況は、実施時期の前後の職員会議や夕礼などのミーティングを利用し、進捗状況の確認や実施後の評価・反省が行われている。計画実施の評価・反省に際して、その時期や方法、必要に応じて計画の見直し手順なども明確にしていくことが望まれる。			

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 入園式や進級式、6月に開催した「ふれあい参観」等で事業計画の概要を説明している。運動会や発表会などの保護者参加行事の際には、行事の開催目的や年度目標などを要約して説明している。事業計画に基づいた行事計画が中心となるが、園での子どもや職員の様子、活動を写真等で見える化し、保護者が認識・理解しやすいように周知方法も工夫している。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ① ・ c
<p><コメント> 年度目標を達成することや、保育実践の知識・技術を向上させることで「保育の質の向上」を目指している。前回の第三者評価結果や今回の自己評価における評価・分析を行って改善が実施されているが、取り組みの途中であったり不十分の事項もある。自己評価だけでも年1回程度定期的に行い、「保育の質の向上」に向けた取り組みが継続的に行われる仕組みを構築することが望まれる。</p>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ① ・ c
<p><コメント> 課題については、職員を含めて話し合い、改善事項を文書化するなど記録に残して継続的に取り組んでいる。自己評価から評価・分析された課題など、対応に時間を要する項目については、次年度の年度計画や中・長期計画に反映させ、継続的かつ計画的に活動できるように取り組んでいくことが望まれる。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	①	b · c
<p><コメント></p> <p>保育業務に関する全体的な「マニュアル」に、「保育園職員のあり方」として園長や主査、職員それぞれの役割・責任を定めている。それを職員室内に掲示し、年度最初の職員会議で周知するとともに、定期的に夕礼などで読み合わせをして理解浸透を図っている。有事（災害・事故時）における役割・権限は、それぞれの対応マニュアルに明記し、不在時の権限委任についても明文化されている。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	② · c
<p><コメント></p> <p>「保育に関する法令リスト」を作成し、保育に関する法令・指針のほか、園運営に関する法令・指針、条例などを載せている。職員も閲覧できるようファイリングし、重要な事項については職員へ周知している。遵守すべき法令等の把握は、改訂事項が保育実践や園運営に関わるため、年1回程度、改正状況を確認し、必要に応じて業務マニュアル等の改善・改訂に取り組むことが望まれる。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	①	b · c
<p><コメント></p> <p>園長は、職員が年度目標を達成することで「保育の質の向上」を目指している。職員自らが課題意識を持ち、改善に努めることができるような職場環境づくりに努めている。指導計画や個別計画などを定期的に評価・分析し、必要に応じてアドバイスしたり、職員会議などを利用して職員間で話し合える機会を作り、職員全体での「保育の質の向上」に取り組んでいる。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a	② · c
<p><コメント></p> <p>臨時職員の活用により、事務時間や保育の準備時間を確保し、時間内で行えるように努めている。人的な相性や安全面にも配慮した職員配置とし、職員が楽しく保育できる環境づくりに取り組んでいる。業務の実効性を高めるためには、職員が一人で抱え込むことがないように、職員間で共助できる職場環境としていくことが望まれる。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	①	b · c
<p><コメント></p> <p>毎年、運営懇談会で園の要望を市に伝え、必要な人員を確保している。臨時職員については、職員の縁故・紹介等により採用に繋げている。「働きやすい職場づくり」が退職を予防し、人材の確保・定着にも繋がる。若い職員も多く、今年は2名の職員が育児休業からの復帰予定であるため、円滑に職場復帰できる環境作りをしている。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	② · c
<p><コメント></p> <p>「望ましい保育園職員像」が文書化され、正規職員は市の人事制度により「成果評価シート」と「能力取組シート」を年度初めに作成し、年3回の面談により人事評価が行われている。臨時職員は、6月に「活動目標」を作成し、11月に面談により振り返りを行っている。人事評価において、人事基準や処遇水準を把握・理解して実施していくことが望まれる。</p>			
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保16	a	① · c
<p><コメント></p> <p>有給休暇や時間外労働など、職員一人ひとりの就業状況を把握するとともに、保育における安全確保にも配慮している。有給休暇は本人からの要請を優先し、取得できるように人員調整している。保育の中で職員が抱えている事務内容や事務量を把握し、「何で困っているか」を明確（表明）にし、職員間で自主的に共助できるような職場環境としていくことが望まれる。</p>			

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<コメント> 市の研修計画に沿い、各年度ごとに研修を実施している。臨時職員も含め、市や関連団体から案内される研修を回覧し、自主研修への参加を促している。履修後、職員個々で「受講記録一覧」に記録し、受講履歴を管理している。研修参加後には研修報告を行い、年度末には研修の振り返りにより研修の効果確認も行っている。		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ② ・ c
<コメント> 「望ましい保育園職員像」が文書化され定期的に読み合わせを行い、職員の研修参加意識の向上を図っている。自主研修や外部研修参加の際には、職員会議等を利用して研修報告を行い、研修の振り返りと学び合いの機会としている。市開催の研修や自主研修への参加が、職員一人ひとりの育成となるようキャリアプランを考慮した目標管理の下で実施されるよう期待したい。		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	③ ・ b ・ c
<コメント> 経験年数に応じた階層別の市の研修や、専門性を考慮した外部の自主研修の研修案内を回覧し、積極的に教育・研修に参加できるように努めている。新任時には主査や先輩職員がOJTによりフォローできる体制で職員育成に取り組んでいる。職員間の協力・調整や臨時職員の活用により、円滑に研修に参加できる職場環境が作られている。		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	④ ・ b ・ c
<コメント> 今年度は実習生の受入れ実績はなかったが、来年度は市を通して春期に1名の実習生の受入れが決まっている。受入れに際しては、「実習生対応マニュアル」に従って、養成校とのオリエンテーションで実習生の人柄や評価なども情報収集し、指導担当職員を入れて実習プログラムの確認や注意事項の再確認など、情報共有できるように取り組んでいる。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑤ ・ c
<コメント> リーフレットに保育理念や保育方針、保育内容や行事計画などを記載し、市役所や保健センターで入手できるように備え付けている。近年、苦情の受付はないが、「対応マニュアル」に従い園長が対応責任者として対応する手順となっている。情報公開は、ホームページ等を活用して、必要な人が必要な時に入手可能な状態にしておくことが望まれる。		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	⑥ ・ b ・ c
<コメント> 市の「予算点検執行マニュアル」に従って事務が執行されている。園の設備関連は、年1回市に予算請求し決済を得る手順となっているが、緊急な修繕などは都度、稟議書により決済を受ける手順となっている。予算執行については、年2回園内で内部監査を行い、監査結果を市に提出している。3年に1回市の監査を受け、指導事項については速やかに改善活動を行っている。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>園長が地域行事に参加して地域との連携に努め、子どもも地域行事の市民運動会やコスモス祭りに参加している。単年度の事業計画の中で「地域との交流計画表」を策定し、地域住民や地域資源との関わりを継続している。園が災害避難所に指定されていることで、防災訓練は近隣の小学校や地域と合同で行っている。子どもにとっての有益な地域交流を拡大していくことを目指している。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>中学校の職場体験や高校生のインターンシップを受け入れ、大学生が保育補助のボランティアで参加している。ボランティア受入れに際しては、「ボランティア受入マニュアル」に従って受け入れている。地域から畑を借りるだけでなく、農作物を育てて収穫するまでを教わっている。保育補助では、「ヒヤリハット図」などを利用した事前の事故防止研修等も実施しておくことが望まれる。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>「マニュアル」に「関係機関連絡一覧」を記載して適宜、連絡・連携が取れる体制が取られている。小学校とは広域災害想定での合同避難訓練を実施している。配慮の必要な子どもや、保護者の情報は市の家庭児童支援課と情報交換・連携して対応しており、発達支援室や療育センター、ファミリーサポートセンターとも連携し、個別に対応して記録に残す手順としている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ ① ・ c	
<p><コメント></p> <p>未就園児対象の園庭開放で年3回「自由遊びの日」を設け、園児と未就園児が交流できる機会としている。保護者からは子育てに関する相談を受け付けるなど、子育て支援に努めている。園は子どもを預ける場だけではなく、未就園児の保護者同士で情報交換できる機会を設けるなど、地域の福祉ニーズの把握に努め、地域の子育て支援の拠点となるような取り組みが望まれる。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>園長が地域の会議やコミュニティ主催の行事に参加し、福祉ニーズの把握や園活動の広報に努めている。園が広域災害時の指定緊急避難所に指定されており、市と連携し備蓄品などの整備も行っている。園の資源である職員を有効に活用し、保護者の早期職場復帰ができる体制を作るなど、市と協力して「BCP（事業継続計画）」の検討・策定が望まれる。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① a . b . c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育については、「運営案」や「マニュアル」、「保育の全体的な計画」等に記載されている。市主催の人権研修に参加した職員による伝達研修を行い、園全体で意識向上に取り組んでいる。運動会の取組みでは、異年齢保育の中で、年長児が年中児、年少児を手助けする姿や言葉掛けの手本となることで、年下の子どもたちが年長児にあこがれの気持ちが持てるようになった。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① a . b . c
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護や虐待防止等、子どもの権利擁護については「マニュアル」に記載され、研修等で職員に周知されている。報道機関等への写真公開については、「同意書」にて保護者の同意を得ている。身体測定や夏のプール遊び等、着替え時にはよしずや寒冷紗、ゴーヤカーテンで外部から見られないような工夫もされ、保護者との個別面談にはパーテーションを使用した配慮もしている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① a . b . c
<p><コメント></p> <p>保育所選択に必要な情報はリーフレットにして市役所や保健センターに置き、入園についての基準や定数等は、市の広報誌やホームページでも公開している。利用希望者への説明は口頭だけではなく、一日の流れを写真を使用したパネルを作って対応する工夫もし、常時、玄関に立てて保護者にも提示されている。利用希望者には、主任が園内見学を通して生活や遊びを説明している。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a . ② . c
<p><コメント></p> <p>入園説明会や進級式で「重要事項説明書」を基に説明し、保護者の同意も得ている。口頭だけでは伝わりにくいこともあるため、パネルや写真を使用するなどの工夫をしている。外国籍の保護者には、園の説明や「園だより」を通訳してもらうなどの対応をしているが、ルール化されてはいない。入園進級時の説明内容の職員周知ができておらず、周知していくための工夫が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a . ③ . c
<p><コメント></p> <p>市内転園の手順は「マニュアル」に記載され、市内統一の引継ぎ文書がある。個別情報については口頭で行われ、継続的な保育が担保されている。市外転園については、依頼があれば口頭で引継ぎを行っている。転園時の引継ぎや申し送りの手順の職員周知が十分ではなく、「マニュアル」に沿った研修を期待したい。退園、卒園後の相談窓口は、リーフレットを有効活用することが望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① a . b . c
<p><コメント></p> <p>保護者参加の行事後には、アンケートを行って満足度や意見を把握している。子どもの満足度については、保護者との話の中や子どもの表情や様子から把握している。アンケートの集計は主査が行い、結果については職員会議等で共有して改善している。年少児のみの保育参加を年中児、年長児も取り入れることについては、保護者からの意見を基に検討、改善された取組みの一つである。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	① a . b . c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制が整えられ、「重要事項説明書」や「マニュアル」等に記載され、玄関の横にも掲示してある。「マニュアル」の読み合わせをして、職員周知にも取り組んでいる。今年度は苦情がないが、意見として出されたことは職員会議で検討し、改善している。職員会議では、より苦情が申し出しやすいように、苦情対応の流れを「苦情意見箱」に貼る等の改善案が出ている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① a . b . c
<p><コメント></p> <p>「重要事項説明書」には、相談窓口として市の保育課や企画政策課（行政評価委員）も明記されている。遊戯室にパーテーションで囲った相談スペースを確保し、その設置案内を玄関や門に掲示したり、「園だより」で保護者にも周知して、相談がしやすい環境を整えている。匿名でなくても相談ができる関係性づくりを目指して取り組んでいる。</p>		

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 保護者からの意見は「マニュアル」に基づき、主査、園長に報告し、会議で共有・話し合いをし、「園だより」や相談者に直接フィードバックしている。相談内容については「育児月報」や保育の記録に記録している。職員会議で話し合い、改善した内容が記録に残っていないものも見受けられる。記録に残す基準を園内で統一し、マニュアルへの記載の見直しも含めて検討することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 「安全管理マニュアル」があり、職員にも周知されている。園内の「ヒヤリハットマップ」を作成して危険な箇所を掲示し、コーンを置いて子どもも意識できるよう視覚的に提示している。園外の「ヒヤリハットマップ」は市の職員とともに作成し、園外保育等で活用している。子どものけがを契機に「ヒヤリハットマップ」を改定し、他園の事故疾病情報から自園の安全面を見直している。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 「感染症対応マニュアル」が整備され、嘔吐物処理セットが各保育室に設置されている。感染症の流行時期には園医に相談したり、罹患状況を市役所に報告している。保護者へは口頭、掲示、「保健安全だより」を通じて情報提供している。主査が受けた研修を伝達研修として職員に周知しているが、職員が感染予防の意識を高めるためには十分ではなく、勉強会等の開催が待たれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 災害時の対応マニュアルがあり、避難訓練計画が作成されている。避難訓練は毎月行われ、反省点を次の計画に反映させている。小学校と連携して、災害時引き渡し合同訓練を行っている。周りが田畑に囲まれ、人家や企業等が近くにないという保育園の立地を考えると、職員のみで子どもを守ることができるのかという不安が残る。保護者を含め、地域の協力体制の構築が望まれる。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 保育についての標準的な実施方法は「マニュアル」にまとめられ、職員全員に配付されている。「マニュアル」の中の主要な部分については、職員会議で議題として取り上げて読み合わせをしている。標準的な実施方法に基づいた保育については、主査、園長が確認して個別の指導を行っている。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法は何かあればその都度見直しをしたり、市内統一の部分は年度末に主任会で意見を挙げている。指導計画の記入の仕方については文書化されていないため、文書化して誰もが確認できるようにすることが望ましい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 入園前に保護者が記入した生活状況等に基づいて、園長、主査、職員がアセスメントを行い、入園後には担当が再確認している。保護者とのアセスメントや専門機関との合同会議での意見を取り入れ、個別の指導計画を作成している。クラス全体の指導計画には保護者とのアセスメント結果が反映できていない状況であるので、保護者ニーズを入れ込んだ指導計画作成も検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 各クラスの指導計画は、立案後に園長と主査が確認している。月週案のため、職員は週末に反省・見直し、次週以降の保育の環境設定や保育内容、援助等の再構成を行っている。立案した指導計画は誰でも見られるようになっているが、共有するための職員会議等での伝達、報告は行われていない。行事については、保護者アンケートの結果も踏まえて次年度の計画を作成するようにしている。</p>		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 各担当会議のファイルや指導計画の変更等は、誰でも見られるようになっているが、手にする職員は少なく、職員会議での報告や文書回覧等で周知、共有する必要がある。指導計画に沿った保育の記録に関しては、職員により記載内容に差異があるため、「記録要録」等の作成を検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 「個人情報保護マニュアル」や「プライバシー保護マニュアル」に基づいて、子どもに関する記録の保管、職員への周知、保護者への説明が行われている。写真公開については、保護者の「同意書」に沿って対応している。市による「情報セキュリティポリシーチェック表」で、全職員が自分自身をチェックしている。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は、市統一で作成されたものを子どもの発達、家庭状況、地域の実態を考慮し、園長を中心に職員の見解を入れて、園独自のものとして作成している。年度末には見直しを行って評価・反省し、職員参画の上で次年度の計画編成につなげている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a・②・c
<p><コメント></p> <p>危険な場所を子どもたちにも分かるように視覚的に表示し、安心して生活できるような人的環境を意識して保育している。チェック表を用いて職員が自己評価を行い、自らの保育を確認する取り組みもある。安心して遊べるスペースの確保について工夫し、玩具の消毒、保育室の衛生管理にも努めている。しかし、職員による差異があり、職員間の意識の差異をなくす工夫が望まれる。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a・③・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達や家庭環境の理解、一人ひとりの子どもの気持ちを汲み取って保育することを意識している。けがや病気の場合は、職員会議や夕礼で報告して共通理解している。園内研究で取り上げた事例については、ファイルを回覧して周知している。日々の子どもの様子で気になることや、自身の保育についても気づいたことを話し合い、職員が同じ気持ちで援助することが望まれる。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a・④・c
<p><コメント></p> <p>「家庭と同じ援助がしたい」という思いで、排泄、食事の様子等を保護者と情報交換している。身支度の流れや一日の流れ、活動、手洗いの方法等、写真や絵で視覚的に掲示し、「自分からやってみよう」と思える環境を作り、一人ひとりの状態に合わせた声掛けにも意識している。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについては、指導計画に入れることが望ましい。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a・⑤・c
<p><コメント></p> <p>園庭での遊びのスペース、乳児室内での遊びのスペース、幼児組での異年齢保育の取入れ等、子どもが自主的に遊ぶための工夫が随所に見られる。乳児組には発達年齢に合わせた手作り玩具を用意し、子ども自らが遊び出し、発達を促す取組みも見られる。園の立地から地域と触れ合う機会は少なく、園から積極的に地域へ出ていかないと、現状を超えた保育展開は難しい。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	⑥・b・c
<p><コメント></p> <p>0、1、2歳児が同じ保育室で生活しており、室内をコーナーで仕切り、戸外に出る時間をずらしたり、遊戯室を利用したりして、0歳児の子どもが落ち着いて遊べる空間と時間を確保している。手作り玩具が子どもの手の届く位置にあり、自ら関わって遊べる工夫もある。訪問当日も、職員が一人ひとりの子どもの名前を呼びながら関わり、子どもは安心した表情で生活していた。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a・⑦・c
<p><コメント></p> <p>0、1、2歳児が同じ保育室での生活のため、コーナーで仕切ったり手作り玩具を提示したり等、安心した生活の中で発達を促すための環境の工夫をしている。1、2歳児の発達に必要な探索活動は、時間と場所の確保が難しい。園庭では子どもが気に入った場所を見つけたり、発見することの大切さを意識して職員が関わっている。探索活動が、より活発にできる環境整備に期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a・⑧・c
<p><コメント></p> <p>3、4、5歳児は、年齢別保育と異年齢保育を取り入れている。子どもが主体的に関わることで育つ場面や、異年齢の関わりを通して人に憧れの気持ちを持ったり、人を思いやりながら心を育てる場面を提供している。地域の会議で園での取組み等を発信はしているが、地域や小学校への情報発信は少ない。積極的な情報発信や園のPRについて、今後に期待したい。</p>		

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 個別のケースについては、担当者会議や巡回時の報告、園内研修等で、職員の共通理解を図っている。個別の指導計画は、子どもの発達状況に合わせて担任が立案・作成しているが、指導計画と関連付けができていない例もある。保護者への情報発信については、保護者が同意していないケースもある。指導計画と個別の指導計画との関連付けは、加配保育士とともに取り組まれない。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 乳児と幼児が、それぞれ異年齢保育で長時間保育を受けている。長時間保育では、職員に甘える姿が多くみられ、子どもの気持ちを受け止める保育を心がけているが、遊びの環境は工夫の余地がある。連絡簿や伝達により連携を図っているが、早朝から日中、日中から延長への引継ぎであるため、一日の流れや保護者からの伝達が途切れる場合もあり、改善を要する。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ b ・ c
<p><コメント> 年長児は全員隣接している小学校へ進学する。市民運動会への参加や学芸会の見学がある。隔年での養護教諭による給食についての話や学校での生活時間についての話等、出前講座等で子どもが小学校を知る機会が多く、入学を期待する環境は整備されている。小学校1年生の授業参観に職員が参加し、入学後の子どもの様子を知る機会がある。「保育所児童保育要録」の送付も適切である。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 連絡帳や保護者との会話から、子どもの健康状態を把握している。子どもの体調の変化やけがの状況は保護者に伝えるとともに、記録に残して事後には経過や状況の確認も行っている。SIDS(乳幼児突然死症候群)の啓蒙ポスターを掲示しているが、職員の理解も保護者への説明も十分とは言えず、「園だより」や「保健だより」等を通して理解を図ることを期待したい。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 健康診断、歯科健診の結果は記録に残し、職員がいつでも確認できるようにしている。保護者へは紙面で結果を報告し、異常があれば口頭でも伝えて受診を勧めている。結果を踏まえ、「保健だより」で家庭で気を付けることについて発信し、テーマに合わせて子どもにも話している。それらの結果を、指導計画に反映させる取組みに期待したい。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 医師の指示書に従い、前月末に保護者とアレルギー会議を行って成分の確認や除去食、代替え食について確認している。食事提供時には調理員、園長、主査、担任で確認し合い、除去食対応児は専用の机で食事を摂っている。アレルギー発症時の対応については、年度初めに職員に周知してはいるが、ガイドラインの理解に差異がある。ガイドラインの読み合わせを実施されたい。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<p><コメント> 年齢によるが、ナス、トマト、ピーマン、サツマイモ等の野菜を園で育てている。給食として提供したり、家庭に持ち帰っての親子の話題提供を行っている。家庭でどのような料理として提供したのかの聞き取りを行い、「園だより」で紹介している。保護者との座談会で、「献立の実際の状態を知りたい」との意見があがり、毎日、写真で提示する取組みも始めている。</p>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 市の栄養士が統一献立を作成し、給食センターで調理して提供している。主査、園長が検食簿を記入し、各担任が交代で嗜好調査簿に記入することで、栄養士やセンターに報告され、献立に反映される仕組みがとられている。月に1度「愛知を食べる給食の日」があり、行事食等も取り入れている。調理員は残食や職員の話から子どもの様子を把握しているが、一緒に食べる工夫を期待したい。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<p><コメント> 乳児の連絡帳、送迎時の会話で保護者とコミュニケーションを取って連携している。「園だより」や「クラスだより」で行事への取り組みの経過を伝え、保護者の理解を得る工夫もしている。園の行事に参加する場合には見てほしいポイントを伝え、保護者が子どもの成長を感じられるよう取り組んでいる。保護者との情報交換の内容は「相談月報」に記録されている。</p>			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 保護者からの相談は、基本的には相談を受けた職員が対応しているが、相談内容によっては相談スペースにて時間を作り、担任や主査、園長が個別に対応している。相談スペースで受けた内容は、園長がまとめて回覧したり、夕礼、会議等で共有したりしている。相談内容は「相談月報」に記録しているが、記録の残し方が統一されておらず、記録に残す内容、記入の仕方等の統一が望まれる。</p>			
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	③ ・ b ・ c
<p><コメント> 虐待等子どもの権利侵害の兆候は子どもの心理状況や健康状態、身体状態から把握したり、持ち物、服装等の変化から経済面での状況を把握している。園を休みがちな子どもや、昼夜逆転の生活をしているであろう子どもへは、保護者に電話したり、家庭訪問をする仕組みができています。今回の第三者評価受審を機に、さらに「権利擁護」の意識浸透が図られた。</p>			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ④ ・ c
<p><コメント> 指導計画の評価・反省を通して、保育の振り返りや見直しをしている。行事についても評価・反省をして次の計画に反映させている。自己評価については、市統一の「成果評価シート」に職員が個別で目標を設定し、園長や主査と面談を行っているが、個人の目標に留まらず、園全体の保育に関する課題につなげていくことが望まれる。</p>			